

武蔵野市

事業系ごみ分別一覧表②

ごみ総合対策課

ごみ減量推進係

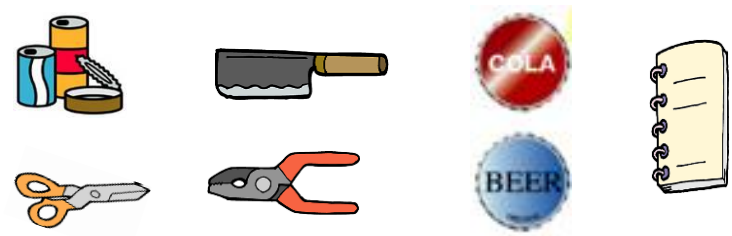
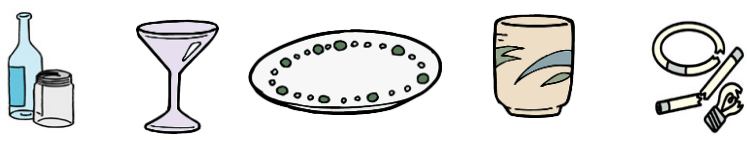
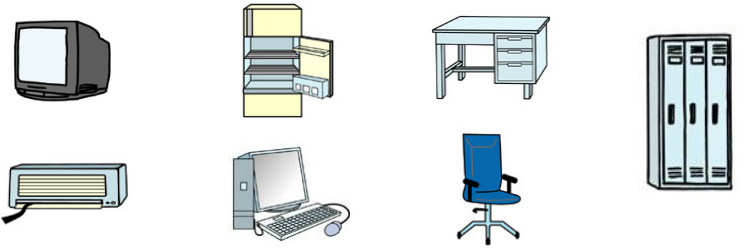
TEL 60-1802

【この一覧表は事業者がごみの処理を許可業者に委託した場合の分別例です】

- 事業系ごみは、ごみの種類や排出事業者の業種により「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。業者へ処理を委託する場合は、許可を受けた業者（許可業者）と契約し、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」とを別々に処理しなければなりません。
- 一般家庭のごみの分別と事業所のごみの分別は異なります。ご注意ください！

産業廃棄物

これらの品目は武蔵野クリーンセンターへ搬入できません。

品目	代表的な品物
プラスチック類	・PPバンド ・ビニール ・弁当容器 ・プラスチック製品 ・発泡スチロール ・緩衝材など 
金属類	・缶 ・刃物 ・金具類など 
ガラス陶器	・びん ・コップ ・茶碗 ・蛍光灯など 
粗大ごみ	・オフィスの机 ・いす ・ロッカー ・家電製品 ・パソコンなど 

※テレビ・エアコン・冷蔵（凍）庫・洗濯機、乾燥機は家電リサイクル法
パソコンは資源有効利用促進法によりリサイクルが義務付けられています。

- さらに詳しい分別については委託契約している許可業者にお問い合わせください。